



10月27日(水)・・・会員卓話「永野 陽子君」

11月3日(水)・・・文化の日 「特別休会」

11月10日(水)・・・職場訪問

佐土原ロータリー月間テーマ

【職業奉仕月間】

第1135回の記録 平成22年10月13日

本日のプログラム

1. 点 鐘
2. ロータリーソング
「それこそロータリー」
3. 四つのテスト
4. 会長の時間
5. 幹事報告
6. 出席報告
7. 委員会報告
8. フォーラム
「職業奉仕について」
9. 点 鐘

会長：藤堂 孝一
副会長：荒武 義博
幹事：村上 實
委員：林 厚雄
事務局長：郡司 武俊
事務局：吉野由里子
宮崎市佐土原町下田島
11703-18
TEL：0985-62-7833
FAX：0985-62-7877
例会日：毎週水曜日
例会場：佐土原商工会 2F
TEL：0985-73-2567

会長の時間

< 会長エレクト 荒武 義博君 >

皆さんこんにちは、今日は第1135回の例会です。
前回佐土原ロータリークラブ定款：第10条をお話いたしましたので、本日は第11条～12条についてお話させていただきます。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクトには、入会金の支払いが義務付けられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 一 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 一 自動的終結。

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件にかけるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし
- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらう為に1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が穂節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申し込みをすることができる。2度目の入会金の納入は義務付けられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了を持って自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 一 終結 一 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面を持って催告しなければならない。細則の日付後10以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員復帰させることはできない。

第4節 一 終結 一 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、又メイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 一 他 一 原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブ会員としての資格条件欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的の為に招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らないよう賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節および「4つのテスト」とする。



～前頁より

- (b) 通知。本節 (a) 項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞に期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りでない。

第6節—会員自身の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日間以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面を持って、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を持って、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期間。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行う為に、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を持って、全会員に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、魁夷のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは料仲裁人が合意に達し得なかった場合、仲裁人による決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節 (a) 項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節—理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節—退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申し出は書面を持って行い(会長または幹事)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員のクラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節—資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節—一時保留。

本定款のいかなる規定にも関わらず、理事会の見解において、

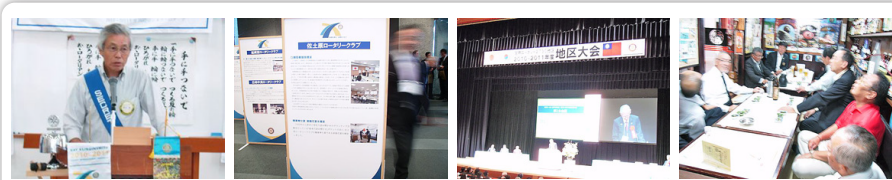
- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証され、それが当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる間合い、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置もとらないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益の為に、当該会員の会員身分に対する評決を取ることなく、当該会員の会員身分を一部保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合(本項の目的の為、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する機関と追加件に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要なであるとみなされる期間内で)前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

幹事報告

＜幹事 村上 實君＞

ハッピーBOX披露

- ※岩切 正司君～次期会長がんばって下さい。財団へ
- ※村上 實君～誕生日を祝ってもらい有難うございます。これからも健康第一に頑張りたいと思います。ニコニコへ
- ※林 厚雄君～私も早いもので還暦を迎える年になりました。気持ちは50歳くらいでいまして、還暦を認めたくはありませんが、身に周りが許してくれそうにありませんネ、直に60歳代を認識し身体も健康である様に努力したいと思っています。



※例会変更届け～都城地区 RC(都城 RC 都城北 RC 都城西 RC) 例会場の変更届け
 ※10月19日(火) GSEメンバー訪問にて10:00～10:30 佐土原 松鶴館に集合
 ※地区大会の参加報告

会員卓話 <日高 邦孝君>



※最近の食肉業界状況その他についてお話させていただきます。
 宮崎牛ブランドとは以下の全ての条件を満たした牛肉のみが宮崎牛と呼ばれます。
 (品種) 黒毛和種
 (地理的表示) 宮崎県内で生産肥育
 (格付け) 日本食肉格付協会の格付基準の肉質等級4等級以上。

委員会報告

- 会計 郡司 武俊君
口蹄疫 BOXを締切といたします。今後は「ニコニコBOX」へ皆様の積極的なハッピーをお願い致します。
- 岩切 正司君
地区大会参加について

四つのテスト

「言行はこれに照らしてから」

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

出席状況 第1130回
平成22年9月8日(水)

会 員 数	25名
(免除会員)	2名
出席者数	20名
欠席者数	5名
出席率	86.0%
メイクアップ	0名
修正出席率	86.0%

MEMO

例会中は携帯電話の電源を切るか
マナーモードにして下さい。

.....

.....

.....

.....